

青森県働き方改革推進協議会の設置要綱一部改正及び取組の趣旨について

1 設置要綱一部改正

設置要綱については、青森県内の事業主団体、労働団体及び行政機関との間の連携を進め、県内における「働き方改革」の実現に向けた機運の醸成を図ることを目的として、平成 27 年 12 月 16 日に定められたところであるが、約 9 年が経過し、働き方改革関連法がすべて施行された現在においては、働き方改革の周知や気運醸成を中心とした取組から、雇用環境の整備を推進するための取組にシフトしていく必要があることから、協議会の名称及び目的等を別添 1 のとおり見直し、青森県内の魅力ある職場づくりを推進することを目的とした協議会において、関係機関が意見を述べ合い、包括的な課題解決のための共通認識を得る場となるよう、設置要綱を改正するもの。

2 改正の内容

別添 1 「あおもり魅力ある職場づくり推進協議会設置要綱改正案」のとおり。

(参考資料) 現行の設置要綱、新旧対照表

3 協議会の取組

協議会の構成員が、青森県内における魅力ある職場づくりを推進するための課題について、それぞれの立場で、共通認識を持って取り組むために提案するもの。

別添 2 「あおもり魅力ある職場づくり推進協議会の取組について(案)」のとおり。

あおもり魅力ある職場づくり推進協議会 設置要綱

1 目的

青森県内においては、平成 27 年度より、事業主団体、労働団体及び行政機関等との間で協議会を設置し、中小企業・小規模事業者における「働き方改革」の取り組みを推進してきたところである。

少子高齢化の進行により労働力人口が減少していく中で、青森県の地域経済を持続的に発展させるためには、ワーク・ライフ・バランスの推進、非正規雇用労働者の正社員転換・処遇の改善、女性の職業生活における活躍推進等の課題について、中小企業・小規模事業者支援を行っていくことが一層重要になっていている。

こうしたことから引き続き、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）」第 10 条の 3 に基づき、関係機関が参集し、中小企業・小規模事業者の雇用環境の整備を中心に情報共有を図り、共通認識を持って課題に取り組むことで、労働者が意欲と能力に応じて、将来に希望を持って安心して働くことができる職場づくりを推進することを目的とする「あおもり魅力ある職場づくり推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成員

一般社団法人青森県経営者協会
青森県商工会議所連合会
青森県商工会連合会
青森県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会青森県連合会
株式会社青森みちのく銀行
青森県社会保険労務士会
公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部
青森産業保健総合支援センター
青森働き方改革推進支援センター
東北税理士会青森県支部連合会
青森県
東北経済産業局
青森労働局
その他必要に応じ参画する者

3 協議事項

協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等のワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 非正規雇用労働者の正社員転換・処遇の改善
- (3) 女性の職業生活における活躍推進
- (4) 上記事項に関する中小企業・小規模事業者に対する支援
- (5) その他魅力ある職場づくり推進のために必要な事項

4 協議会の開催

青森労働局長は、必要に応じ協議会を招集する。

5 庶務

協議会の庶務は、青森労働局雇用環境・均等室において処理する。

6 附則

この要綱は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。

改正、平成 28 年 12 月 13 日

改正、平成 30 年 10 月 22 日

改正、令和元年 9 月 24 日

改正、令和 6 年 2 月 14 日

改正、令和 7 年○月○日

青森県働き方改革推進協議会 設置要綱

1 目的

労働者的心身の健康確保、仕事と生活の調和等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、年次有給休暇の取得促進、時間外労働の削減、不本意非正規労働者の正社員転換と待遇改善、女性労働者の育成・管理職への登用、子育て・介護と両立できる職場環境の整備などの「働き方改革」を進めることが求められている。

また「働き方改革」の基盤づくりのためには、人材育成や生産性の向上に資する支援など、労働施策と経済産業施策の連携も求められている。

このような中、平成 30 年 7 月 6 日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）」により改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）」第 10 条の 3 において、中小企業における取組が円滑に進むよう、国は関係者により構成される協議会の設置等に努めるものとされた。

こうしたことから、青森県内の事業主団体、労働団体及び行政機関等との間で更なる連携を進めるとともに、中小企業・小規模事業者に対する積極的な支援を実施し、もって、県内における「働き方改革」の実現を図ることを目的として、青森県働き方改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成員

一般社団法人青森県経営者協会
日本労働組合総連合会青森県連合会
青森県
東北経済産業局
青森県商工会議所連合会
青森県商工会連合会
青森県中小企業団体中央会
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部
公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター
株式会社青森銀行
株式会社みちのく銀行
青森県社会保険労務士会
東北税理士会青森県支部連合会
青森働き方改革推進支援センター
青森産業保健総合支援センター
青森労働局
その他必要に応じ参画する者

3 協議事項

協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 働き方改革の実現のための取組
- (2) 各関係機関で取り組む内容に関する情報交換及び連携に係る取組
- (3) その他働き方改革の促進のために必要な取組

4 協議会の開催

青森労働局長は、必要に応じ協議会を招集する。

5 庶務

協議会の庶務は、青森労働局雇用環境・均等室において処理する。

6 附則

この要綱は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。

改正、平成 28 年 12 月 13 日

改正、平成 30 年 10 月 22 日

改正、令和元年 9 月 24 日

改正、令和 6 年 2 月 14 日

青森県働き方改革推進協議会設置要綱 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
(名称) 青森県働き方改革推進協議会	(名称) <u>あおもり魅力ある職場づくり推進協議会</u>
<p>1 目的</p> <p>労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、年次有給休暇の取得促進、時間外労働の削減、不本意非正規労働者の正社員転換と待遇改善、女性労働者の育成・管理職への登用、子育て・介護と両立できる職場環境の整備などの「働き方改革」を進めていることが求められている。</p> <p>また「働き方改革」の基盤づくりのためには、人材育成や生産性の向上に資する支援など、労働施策と経済産業施策の連携も求められている。</p> <p>このような中、平成 30 年 7 月 6 日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）」により改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）」第 10 条の 3 において、中小企業における取組が円滑に進むよう、国は関係者により構成される協議会の設置等に努めるものとされた。</p> <p>こうしたことから、青森県内の事業主団体、労働団体及び行政機関等との間で更なる連携を進めるとともに、中小企業・小規模事業者に対する積極的な支援を実施し、もって、県内における「働き方改革」の実現を図ることを目的として、青森県働き方改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>	<p>1 目的</p> <p><u>青森県内においては、平成 27 年度より、事業主団体、労働団体及び行政機関等との間で協議会を設置し、中小企業・小規模事業者における「働き方改革」の取り組みを推進してきたところである。</u></p> <p><u>少子高齢化の進行により労働力人口が減少していく中で、青森県の地域経済を持続的に発展させるためには、ワーク・ライフ・バランスの推進、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇の改善、女性の職業生活における活躍推進等の課題について、中小企業・小規模事業者支援を行っていくことが一層重要になっている。</u></p> <p><u>こうしたことから引き続き、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）」第 10 条の 3 に基づき、関係機関が参集し、中小企業・小規模事業者の雇用環境の整備を中心に情報共有を図り、共通認識を持って課題に取り組むことで、労働者が意欲と能力に応じて、将来に希望を持って安心して働くことができる職場づくりを推進することを目的とする「あおもり魅力ある職場づくり推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p>
<p>2 構成員</p> <p>一般社団法人青森県経営者協会 日本労働組合総連合会青森県連合会 青森県 東北経済産業局 青森県商工会議所連合会</p>	<p>2 構成員</p> <p>一般社団法人青森県経営者協会 青森県商工会議所連合会 青森県商工会連合会 青森県中小企業団体中央会 日本労働組合総連合会青森県連合会</p>

<p>青森県商工会連合会 青森県中小企業団体中央会 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部 公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター 株式会社青森銀行 株式会社みちのく銀行 青森県社会保険労務士会 東北税理士会青森県支部連合会 青森県働き方改革推進支援センター 青森産業保健総合支援センター 青森労働局 その他必要に応じ参画する者</p>	<p>株式会社青森みちのく銀行 青森県社会保険労務士会 公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部 青森産業保健総合支援センター 青森県働き方改革推進支援センター 東北税理士会青森県支部連合会 青森県 東北経済産業局 青森労働局 その他必要に応じ参画する者</p>
<p>3 協議事項 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 (1) 働き方改革の実現のための取組 (2) 各関係機関で取り組む内容に関する情報交換及び連携に係る取組 (3) その他働き方改革の促進のために必要な取組</p>	<p>3 協議事項 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 (1) <u>長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等のワーク・ライフ・バランスの推進</u> (2) <u>非正規雇用労働者の正社員転換・待遇の改善</u> (3) <u>女性の職業生活における活躍促進</u> (4) <u>上記事項に関する中小企業・小規模事業者に対する支援</u> (5) <u>その他魅力ある職場づくり推進のために必要な事項</u></p>
<p>4 協議会の開催 青森労働局長は、必要に応じ協議会を招集する。</p>	<p>4 協議会の開催 青森労働局長は、必要に応じ協議会を招集する。</p>
<p>5 庶務 協議会の庶務は、青森労働局雇用環境・均等室において処理する。</p>	<p>5 庶務 協議会の庶務は、青森労働局雇用環境・均等室において処理する。</p>
<p>6 附則 この要綱は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。 改正、平成 28 年 12 月 13 日 改正、平成 30 年 10 月 22 日 改正、令和元年 9 月 24 日 改正、令和 6 年 2 月 14 日</p>	<p>6 附則 この要綱は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。 改正、平成 28 年 12 月 13 日 改正、平成 30 年 10 月 22 日 改正、令和元年 9 月 24 日 改正、令和 6 年 2 月 14 日 改正、令和 7 年 月 日</p>

あおもり魅力ある職場づくり推進協議会の取組について（案）

少子高齢化の進行により労働力人口が減少していく中で、地域経済を持続的に発展させるためには、誰もが意欲と能力に応じて安心して働くことのできる雇用環境の整備を推進し、雇用の質を高めることが必要です。

青森県においても、ワーク・ライフ・バランスの推進、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇の改善、女性の職業生活における活躍推進等の課題についての認識を共有しつつ、特に「若者や女性の定着・還流」という課題を踏まえた「若者や女性に選ばれる魅力ある職場づくり」を推進することが重要です。については、当協議会構成員がそれぞれの立場で、気運の醸成を図り、取組を進める事業主等に対する支援策についての周知広報を行います。

- 長時間労働の抑制・年次有給休暇の取得促進等のワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・長時間労働の削減や生産性の向上に取り組みます。
 - ・男性の育児休業の取得促進に取り組みます。

- 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇の改善
 - ・正社員就職及び非正規雇用労働者の正社員転換に取り組みます。
 - ・正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消に取り組みます。

- 女性の職業生活における活躍推進
 - ・働きたいすべての人が、仕事と子育て・介護などのライフイベントに関わらず働き続けられるよう取り組みます。
 - ・能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮できるよう取り組みます。

- 中小企業・小規模事業者への支援
 - ・各種助成金の周知に取り組みます。
 - ・人材確保支援に取り組みます。

2025年1月23日
あおもり魅力ある職場づくり推進協議会

令和6年度青森県働き方改革推進協議会 事前質問・意見等一覧

◆設置要綱一部改正及び取組について		
構成員名	質問・意見等	労働局回答
日本労働組合 総連合青森県 連合会	<p>1. 青森県働き方改革推進協議会について、その設置の目的にあるように県内における「働き方改革」の実現を図ることに対し、一定、役割を果たされたものという認識でよろしいか。</p> <p>2. 現時点での年次有給休暇の取得促進、時間外労働の削減、非正規労働者の正社員転換と待遇改善、女性労働者の育成・管理職への登用、子育て・介護と両立できる職場環境の整備推進状況などに対する成果など、検証が必要と考える。</p> <p>3. あおもり魅力ある職場づくり推進協議会の取組について、主旨は理解するものの、協議会の名称や目的内容の変更に至る経過や根拠を教えていただきたい。</p>	<p>1. 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)」に基づく一連の法改正について、時間外労働上限規制(労働基準法)の適用猶予期間満了(令和6年3月31日)を全ての法律が改正・施行されたことから、法改正にかかる周知や改正法対応にかかる支援については一定の役割が果たされたと考える。</p> <p>働き方改革の推進(労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現)についても協議会で引き続き協議していくこととする。(詳細については下記3参照)</p> <p>2. 令和4年度末に「青森県働き方改革推進ロードマップ(最終版)」により取組成果の取りまとめを行ったところである。今後も継続して取組状況の成果などの検証が必要であることから、次年度以降、協議会の実施方法についても検討したい。</p> <p>3. 労働施策総合推進法第10条の3に基づき、労働施策基本方針に定める施策(「労働時間の短縮等の労働環境の整備(最低賃金・賃金引上げと生産性向上含む)」、「雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保」、「多様な人材の活躍促進」、「育児・介護又は治療と仕事の両立支援働き方改革の円滑な実施に向けた取組」「働き方改革の推進」等)の実施に向け、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者による連携体制の整備を図ることを目的に協議会が設置されていることに鑑み、働き方改革に特化せず広範な課題について協議できるよう協議会の名称等の変更を行った。特に、現在青森県が抱える課題の一つである「若者や女</p>

性の定着・還流」を促進するため「若者や女性に選ばれる魅力ある職場づくり」に向けた取組が必要であるとの観点から「魅力ある職場づくり」の名称を取り入れた。